

危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、
モーターのみで
走行させることが
できるもの
- 駆動補助機付自転車
(いわゆる電動
アシスト自転車)の
アシスト比率の
基準を超えるもの



**自転車ではなく、
一般原動機付自転車又は自動車です!!**

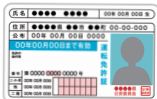
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと

Check
01

一般原動機付自転車等を
運転する
ことのできる
運転免許



Check
02

ブレーキランプ、
ウインカー、
バックミラー等
の備付け



Check
03

ナンバープレートの
取付け・
表示



Check
04

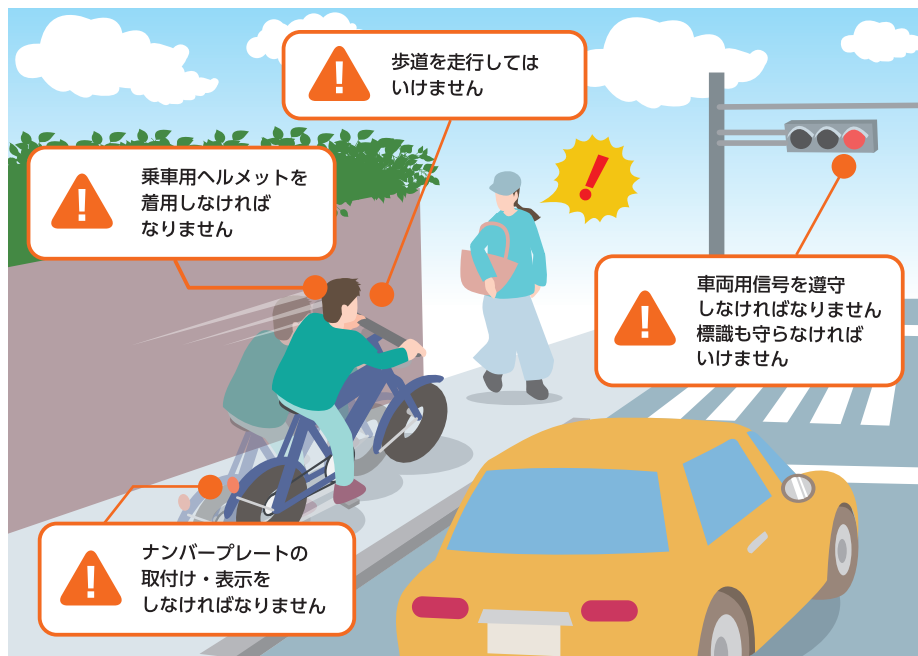
自動車損害賠償
責任保険(共済)
への加入



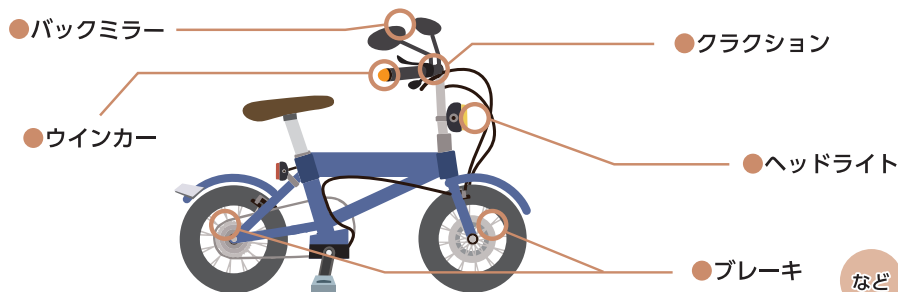
警察庁・沖縄県警察



ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら